小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版M

なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　日づけ：＿＿＿＿＿＿

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) （　　）は内閣の助言と承認にもとづいて国事行為を行う
　ア 天皇　イ 内閣総理大臣　ウ 裁判官

(2) 日本国憲法は（　　）11月3日に公布された
　ア 18さい　イ 1946年　ウ 6年

(3) 憲法の改正には最後に（　　）で過半数の賛成が必要である
　ア 国民投票　イ 地方自治　ウ 弾劾裁判

(4) 5月3日の（　　）は憲法が施行された日である
　ア 三審制　イ 憲法記念日　ウ 被選挙権

(5) 人が生まれながらに持つ権利を大切にする原則が（　　）である
　ア 基本的人権の尊重　イ 条例　ウ 司法

(6) 国会は（　　）と参議院の二つの議院からなる
　ア 防衛省　イ 衆議院　ウ 閣議

(7) 国会で話し合いをする人を（　　）という
　ア 裁判官　イ 内閣総理大臣　ウ 国会議員

(8) 国務大臣は内閣総理大臣が（　　）する
　ア 弾劾裁判　イ 任命　ウ 公開

(9) 国の予算案を作る仕事は（　　）が担当する
　ア 財務省　イ 衆議院　ウ 国会

(10) 公害や自然環境のことは（　　）が担当する
　ア 選挙管理委員会　イ 国会議事堂　ウ 環境省

(11) 教育や科学・文化の仕事は（　　）が担当する
　ア 地方裁判所　イ 衆議院　ウ 文部科学省

(12) 最高裁判所の裁判官は長官をふくめて（　　）である
　ア 15人　イ 1946年　ウ 30さい

(13) 軽い事件は（　　）であつかう
　ア 市役所　イ 簡易裁判所　ウ 災害対策本部

(14) 三審制では一つの事件で最大（　　）まで裁判を受けられる
　ア 6年　イ 3回　ウ 30さい

(15) 国の権力を三つに分けるしくみを（　　）という
　ア 三権分立　イ 教育　ウ 司法

(16) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる
　ア 普通選挙　イ 投票　ウ 世論

(17) 国民は（　　）で代表者を選ぶ
　ア 指名　イ 公開　ウ 選挙

(18) 18さい以上の国民には（　　）がある
　ア 多数決　イ 選挙権　ウ 弾劾裁判

(19) 市の政治の責任者は（　　）である
　ア 国務大臣　イ 市長　ウ 候補者

(20) 市や都道府県が独自に作るきまりを（　　）という
　ア 条例　イ 日本国憲法　ウ 被選挙権

小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版Mの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) （　　）は内閣の助言と承認にもとづいて国事行為を行う　ア
　ア 天皇　イ 内閣総理大臣　ウ 裁判官

(2) 日本国憲法は（　　）11月3日に公布された　イ
　ア 18さい　イ 1946年　ウ 6年

(3) 憲法の改正には最後に（　　）で過半数の賛成が必要である　ア
　ア 国民投票　イ 地方自治　ウ 弾劾裁判

(4) 5月3日の（　　）は憲法が施行された日である　イ
　ア 三審制　イ 憲法記念日　ウ 被選挙権

(5) 人が生まれながらに持つ権利を大切にする原則が（　　）である　ア
　ア 基本的人権の尊重　イ 条例　ウ 司法

(6) 国会は（　　）と参議院の二つの議院からなる　イ
　ア 防衛省　イ 衆議院　ウ 閣議

(7) 国会で話し合いをする人を（　　）という　ウ
　ア 裁判官　イ 内閣総理大臣　ウ 国会議員

(8) 国務大臣は内閣総理大臣が（　　）する　イ
　ア 弾劾裁判　イ 任命　ウ 公開

(9) 国の予算案を作る仕事は（　　）が担当する　ア
　ア 財務省　イ 衆議院　ウ 国会

(10) 公害や自然環境のことは（　　）が担当する　ウ
　ア 選挙管理委員会　イ 国会議事堂　ウ 環境省

(11) 教育や科学・文化の仕事は（　　）が担当する　ウ
　ア 地方裁判所　イ 衆議院　ウ 文部科学省

(12) 最高裁判所の裁判官は長官をふくめて（　　）である　ア
　ア 15人　イ 1946年　ウ 30さい

(13) 軽い事件は（　　）であつかう　イ
　ア 市役所　イ 簡易裁判所　ウ 災害対策本部

(14) 三審制では一つの事件で最大（　　）まで裁判を受けられる　イ
　ア 6年　イ 3回　ウ 30さい

(15) 国の権力を三つに分けるしくみを（　　）という　ア
　ア 三権分立　イ 教育　ウ 司法

(16) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる　ウ
　ア 普通選挙　イ 投票　ウ 世論

(17) 国民は（　　）で代表者を選ぶ　ウ
　ア 指名　イ 公開　ウ 選挙

(18) 18さい以上の国民には（　　）がある　イ
　ア 多数決　イ 選挙権　ウ 弾劾裁判

(19) 市の政治の責任者は（　　）である　イ
　ア 国務大臣　イ 市長　ウ 候補者

(20) 市や都道府県が独自に作るきまりを（　　）という　ア
　ア 条例　イ 日本国憲法　ウ 被選挙権